

〔特集〕地域環境保全基金

地域環境保全基金（基金の活用状況と今後の方針）

山口県環境保健部環境保全課

1 はじめに

皆様も既に御承知のとおり、今日、環境問題につきましては、従来の産業公害等多くの分野で改善がみられるものの、社会経済情勢の変化に伴い、生活が豊かになるとともに私たちの身近なところでのいわゆる都市・生活型公害問題や地球温暖化をはじめとする地球環境問題などいずれも県民のライフスタイルと密接に関係する環境問題が、大きくクローズアップしているところです。これらは、いずれも県民自らが環境に対し思いやりのある行動をとらなければ解決できない問題であり、県民の地域での実践活動が必要であります。こういった地域での環境保全活動を促進するために、本県においても平成2年3月に「山口県地域環境保全基金」を造成し、地域での環境保全活動の財源の一部に充当しているところですが、今後は「山口県地域環境保全活動基本方針」を策定し体系的に施策を実施することとしています。また、今後とも地域での環境保全活動が重要になっていくことから、将来に向けては「基金」の充実にも努力したいと考えておりますので、今後とも、読者の皆様の温かい御支援と御協力をよろしくお願い致します。

2 山口県地域環境保全基金の創設

県では、地域環境保全活動の活性化を図る

ため、平成2年3月に「地域における環境の保全に関する啓発及び地域における環境の保全のための活動の推進を図ること。」を目的とし、「山口県地域環境保全基金」を創設した。

基金の造成額

国庫補助金	2億円
県 費	2億円
計	4億円

3 基金による事業の概要

(1) 地域環境保全活動推進事業

① 山口県環境保全活動推進委員会
地域環境保全活動を推進するために「山口県地域環境保全活動推進基本方針」を策定することとしており、このために、平成2年12月に学識経験者で構成する委員会（9名）を設置とともに、教育庁、環境保健部の関係課で構成する幹事会（9名）を設置し、山口県における地域環境保全活動の在り方について検討を進めており、平成3年度末までに、委員会の提言を受けた上で基本方針を策定することとしている。

② 環境保全活動推進教材整備

ア 環境教育副読本を2年度から作成している。
● 平成2年度 一般対象

- 平成3年度 高校生対象
- 平成4年度 中学生対象
- 平成5年度 小学生対象

イ ビデオの制作

生活排水対策の普及啓発用に「水と生活環境」を作成（平成2年度）

ウ その他

パネルの作成、16ミリフィルムビ

デオ等の購入整備

③ 地域環境講座の開催

保健所において、地域住民を対象とし、環境保全に関する講習会、体験学習会、快適環境ウォッキング等を開催している。

④ 樹木の大気浄化能力度チェック

中学、高校を対象に樹木の大気浄化能力度チェック事業に参加している。

(2) 快適ふれあい事業

① 親と子の水辺の教室

② イベントの開催

名水フェスティバル、清流フェスティバル、瀬戸内海ウォッキングを開催

③ スターウォッキングの開催

(3) 生活排水浄化対策推進事業

生活排水対策を推進するために、県、市町村、住民からなる「水系別協議会」を県内の主要河川ごとに設置することとしており、現在4水系別の協議会を設置し、生活排水に係る普及啓発等進めている。

(4) 地球環境保全普及啓発事業

地球環境に係る普及啓発のために、「フロン対策セミナー」、「地球環境セミナー」を開催している。

(5) 低公害車普及促進事業

電気自動車の導入を図り展示、試乗会の開催等による普及啓発を行っている。

(6) リサイクル運動推進事業

リサイクルの推進のため次の事業を行っている。

ア 牛乳パック、空き瓶、廃食油回収モデル事業

イ 古紙・再生紙利用推進事業

ウ リサイクル運動の普及啓發

「リサイクル月間」（10月）を中心に普及啓發

エ リサイクルバザーの開催

(7) 自然観察指導員派遣事業

少年期から自然保護思想の普及啓發を図るために少年、少女を対象にして開催される自然観察会等に自然観察指導員を派遣している。

(8) 緑の少年隊交換大会、指導者研修会

青少年に、自然についての理解と自然を大切にする精神を身につけるということから緑の少年隊を結成し、育成を図るために、交換大会や指導者研修会を開催している。

(9) ふるさと山口自然のアルバム作成事業

自然保護思想普及のために次のとおりビデオを作成している。

●平成2年度 県の自然

●平成3年度 秋吉台の四季

●平成4年度 ふるさとの自然観察

(10) 自然公園利用パンフレットの作成

4 今後の地域環境保全活動の推進

地域環境保全活動の推進については、「地域環境保全活動推進基本方針」を策定し、体系的に実施することとしているが、その骨子に

ついて述べることとする。

(1) 基本的な考え方

① 背景

近年における、都市・生活型公害による環境汚染やオゾン層の破壊、地球の温暖化などが社会的に大きくクローズアップしている。

一方、県民のニーズは、より快適な環境の創造を求めている。この状況のなかで、21世紀に向けて、「やすらぎとうるおいのある快適環境の創造」を目指すためには、県民各界各層の深い理解と環境に配慮した行動が重要な鍵となる。このような背景から、地域に根ざした環境保全のための活動が継続的に実施される必要があり、「山口県地域環境保全活動基本方針」を定めるものである。

② 地域環境保全活動とは

「地域環境保全活動」とは、「よりよい地域環境を確保するための活動」を意味しており、その範囲は、行政の実施する事業はもとより、個人、家庭、企業、地域社会で行われる実践活動及びそれが積極的に行われる基礎となる環境教育も含むものである。

③ 解決していく必要のある課題

- ア 役割の明確化
- イ 推進体制・基盤の整備
- ウ 環境教育の充実
- エ 実践活動の促進

(2) 具体的なすすめ方

① 役割分担

地域環境保全活動を推進するに当たっては、県民、企業の積極的な取り組

みが重要であり、国、県、市町村は一体となってその体制・基盤の整備を図るとともに、環境教育の充実を図っていく必要があり、県民、企業、県、市町村の役割について明らかにしている。

② 推進体制・基盤の整備

地域環境保全活動の促進のためには、その内容が多岐にわたることから、関係機関の緊密な連携のもとに、総合的、体系的な施策を実施することが重要であり、「地域環境保全活動推進県関係課連絡会議」等の設置による推進体制の整備を図るとともに、現況において不足が指摘されている環境教育教材等の整備を図ることとしている。

③ 環境教育の充実

県民一人ひとりが環境問題を自らの問題としてとらえられ、地域環境保全活動への積極的参画が得られるよう環境教育を一層充実させることとしている。

④ 実践活動の促進

地域環境保全活動の普及を図るために、活動団体や指導者の育成を図るとともに、地域、学校等を指定したモデル事業の実施及び地域環境保全活動に功績のあった団体・個人の表彰並びに地域環境保全活動相談窓口の設置を行う。

(3) 事業の展開

地域環境保全活動推進事業は、継続して実施される必要があり、次の優先順位により段階的に実施する。

① 早期に実施し、継続する事業

- ア 推進体制の整備

- (ア) 地域環境保全活動プロジェクト
　　チームの設置
- (イ) 地域環境保全活動推進県関係課
　　連絡会議
- (エ) 推進基盤の整備
- (ア) 地域環境保全活動情報データバンクの整備
- (イ) 環境学習プログラム、環境教育教材等の整備
- (ウ) 環境教育の充実
- (ア) 行政等による普及啓発
- (イ) 既存の環境教育拠点の積極的活用
- (エ) 地域環境保全実践活動の推進事業
　　相談窓口の設置
- ② 段階的に実施する事業
- ア 推進体制
- 地域環境保全活動推進ネットワーク連絡会の設置
- イ 基盤の整備
　　環境教育用機材の整備
- ウ 実践活動の促進事業
- (ア) 指導者の育成事業
- (イ) 活動団体の育成事業
- (ウ) モデル事業
- (エ) 表彰の実施
- ③ 中・長期的な視野にたって実施する事業
- ア 地域環境保全活動推進センターの設置
- イ 新たな環境教育拠点の整備

5 おわりに

地域環境保全活動の推進については、基金が造成されて日が浅く今後の展開が期待されるところであり、地域環境保全活動を総合的、体系的に実施するために、地域環境保全活動基本方針を策定した上で事業を展開することとしているが、事業の実施に当たっては県民各界各層に参画をお願いするとともに、一致協力して地域環境保全活動の推進を図ることとしている。また、基金の運用に当たっては、投資効果について十分な配慮をし、優先順位を付して効果的に活用することとしている。

(平成4年2月21日)

山口県地域環境保全活動推進基本方針(案)体系

